

1. 会合名	持株制度に関するワーキング・グループ（第13回）
2. 日時	平成26年6月11日（水）13:00～14:00
3. 議案	○ 持投資口会に関する論点の検討について
4. 主な内容	<p>○ 持投資口会に関する論点の検討について</p> <p>平成26年4月1日付で施行された改正金融商品取引法にて、REITをはじめとする投資証券にインサイダー取引規制が適用されたことに伴い、投資法人等が組成する当該投資証券を買い付ける持投資口会が、一定の要件を満たす場合にはインサイダー取引規制の適用が除外されることとなった。</p> <p>これを受け、本ワーキング・グループのメンバーに対し、持投資口会の基本的な論点に対する意見募集が実施されており、集約結果について、事務局より説明がなされた。</p> <p>なお、本ワーキング・グループにおける議論の目的は、明確に一つの答えを出すことではなく、議論の中で出た意見を今後のガイドライン改正の参考とすることである旨が事務局より説明された。</p> <p>また、今回扱わなかった項目に関しては、次回以降の本ワーキング・グループにおいて、引き続き、議論が行われることとなった。</p> <p><b>【意見交換】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産運用会社及び特定関係法人の多くは、投資口累積投資制度導入のプレスリリースにおいて、セიმボート出資を目的であることを開示していることから、持投資口会によって個人のセიმボート出資が可能となることには、一定のニーズはあると思われる。</li> <li>持株会や累積投資制度が整備された背景には、株式の投資手段を拡大する目的があったことから、新しい商品である投資証券においても、同様の制度が手当てされ、手段の拡充が図られることは自然であろう。</li> <li>従業員持株会及び役員持株会が、当該持株会の趣旨によって区別されていることを鑑みると、持投資口会の趣旨をセिमボート出資とするならば、従業員と役員で会を区別する必要はないと考えている。 → 現行のガイドラインにおいては、奨励金を付与することができるのが従業員に限られている中で、役職員を持投資口会の会員として一つにまとめてしまうことが、税務上、どのように見られるか分からない点が懸念点として挙げられるだろう。</li> <li>仮に、役職員の持投資口会を一つにまとめる方向で検討を行っていくのであれば、持株会においても、両者をまとめて組成することの是非について検討を行う必要があるだろう。 また、現状の役員持株会は会員数が少なく、受託会社としてはあまり利益が見込めないため、まとめる方向で検討がなされるのはありがたいことである。</li> <li>現行のガイドラインでは、1人1持株会が原則であるが、持投資口会を持株会とは異なるスキームとして考えるのであれば、持株会と持投資口会の両方を設立することは否定する必要はないのではないか。その上で、実際に両方作るのかどうかは実施会社が判断すればよいことではないか。</li> <li>金融庁のパブコメ回答において、複数の投資証券を一定の要件の下で買い付ける行為がインサイダー取引規制の適用除外となることが示されていることから、一つの持投資口会で複数の投資証券を買い付けることは、法令上想定さ</li> </ul>

	<p>れていると認識している。</p> <p>→ 金融庁からは、パブコメ回答における解釈が協会のガイドライン策定の議論を制限する意図で示されているわけではないと聞いているため、当該解釈は一つの意見として扱わせていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	<p>自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）</p>